

# 令和3年度 第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議次第

令和3年4月26日（月）

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について(4月23日政府決定)・・・関連する資料は3～4頁
  - ・期間は4月25日（日）～5月11日（火）
  - ・東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象区域に指定
  
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置について・・・関連する資料は5～14頁
  
- (3) 東京都緊急事態措置等を踏まえた北区の対応等について
  - ・区民への不要不急の外出や会食等の自粛、「三密」(密閉・密集・密接)回避等の呼び掛け・周知を行う。
    - 北区ニュース、北区ホームページ、防災行政無線等による
    - ※防災行政無線については、4月27日（火）より、午前9時55分・午後5時50分の1日2回放送を行う。
  - ・屋内体育施設、博物館等に加え、会館・区民センターなどの貸出施設については休止とする。
  - ・20時以降、区施設の屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）については、消灯とする。

## 3 閉 会

## 対策本部会議 構成員

No.	関係部課	氏名
1	区長	花川與惣太
2	副区長	内田 隆
3	副区長	依田 園子
4	教育長	清正 浩靖
5	政策経営部長	中嶋 稔
6	総務部長	中澤 嘉明
7	危機管理室長	小宮山庄一
8	地域振興部長	藤野 浩史
9	区民部長	関根 和孝
10	生活環境部長	雲出 直子
11	健康福祉部長	村野 重成
12	北区保健所長	前田 秀雄
13	まちづくり部長	横尾 政弘
14	十条・王子まちづくり推進担当部長	岩本 憲文
15	土木部長	寺田 雅夫
16	会計管理室長	峯崎 優二
17	教育振興部長(兼教育環境調整担当部長)	小野村弘幸
18	子ども未来部長	早川 雅子
19	区議会事務局長	都築 寿満
20	王子消防署警防課長	久保田 恭弘
21	赤羽消防署警防課長	竹本 昌人
22	滝野川消防署警防課長	伊藤 彩子
<b>オブザーバー・事務局</b>		
	企画課長	倉林 巧
	財政課長	小林 誠
	広報課長	関谷 幸子
	総務課長	内山 義明
	職員課長	加藤 富男
	生活衛生課長	坪井 宏之
	保健予防課長(参事)	稲垣 智一
	防災・危機管理課長	高木 俊茂

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和 3 年 4 月 23 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日から 5 月 11 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

# 緊急事態宣言区域における取組について

## 1. 飲食対策の徹底

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する20時までの時短要請 ※命令・罰則あり
- ・ 飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請 ※命令・罰則あり
- ・ 住民に対して、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染防止に必要な協力を要請
- ・ 住民に対して、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

## 2. 人流の抑制

- ・ 催物・イベントについて、原則として無観客で開催するよう要請（社会生活の維持に必要なものを除く。）
- ・ 1000㎡以上の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請（生活必需関係、学び関係、ライフイベント関係等を除く。）
- ・ 住民に対して、日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請
- ・ 鉄道、バス等の交通事業者に対して、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

## 3. クラスタ発生が増加している感染源対策

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減
- ・ 現場での集団活動を伴う職場等において、特に感染防止策の徹底、検査の充実等に取り組むよう働きかけ
- ・ 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請

## 4. 医療提供体制

- ・ 医療人材の応援派遣の実施や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含めた、コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保
- ・ 健康観察業務の外部委託等による宿泊療養施設・自宅療養における健康管理体制の確保

## 5. その他

- ・ 原則として全ての飲食店等に対し、休業要請及び時短要請・ガイドラインの遵守を実地に働きかけ。
- ・ 上記の他、まん延防止等重点措置として実施することとなっている「重点検査の実施等」に取り組む。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

---

令和3年4月23日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

---

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年4月25日（日曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

## (3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請

---

### ● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

### ● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 施設規模に応じて休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	映画館、プラネタリウム 等	<p>【1,000㎡超の施設】</p> <p>●休業を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く)</p> <p>【1,000㎡以下の施設】 休業の協力依頼 (生活必需物資を除く)</p> <p>【運動施設】 全国大会等の場合は、 <b>無観客化</b>を要請 (法第24条第9項)</p>
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店、自転車屋、本屋、衣料品店 等	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)



### 3. 事業者向けの要請等

#### (2) 「無観客開催」を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、演芸場 等	<p>●無観客開催を要請 (法第24条第9項) (社会生活の維持に必要なものを除く)</p> <p>【運動施設】 以下の事項について、 協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・酒類提供の自粛</li> <li>・営業時間短縮 (営業時間は20時まで)</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設 (第9号)	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (3) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブなど食品衛生法の営業許可を取っている施設（飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休業を要請 (法第45条第2項) (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)</li> <li>●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項)</li> </ul>
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul>

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 営業時間の短縮等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブなど食品衛生法の営業許可を取っている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業時間短縮を要請 (営業時間は20時まで) (法第45条第2項)</li> <li>● 特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項)</li> </ul>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店 (第14号)	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul>
集会場等 (第5号)	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 酒類又はカラオケ設備の提供停止の要請 (法第45条第2項)</li> <li>● 営業時間短縮の要請 (~20時) (法第45条第2項)</li> <li>● 「1.5時間開催」及び「50人又は50%制限」の協力を依頼</li> </ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校等	● 部活動の自粛の協力を依頼 ● オンラインの活用の協力を依頼
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	● 酒類提供自粛の協力を依頼
博物館等 (第10号)	図書館	● 入場整理の実施の協力を依頼
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	● 入場整理の実施の協力を依頼 ● 店舗での飲酒につながる酒類提供 又はカラオケ設備の利用自粛の 協力を依頼
	マンガ喫茶、ネットカフェ	● 入場整理の実施の協力を依頼 ● 酒類提供・カラオケ設備使用自粛の 協力を依頼
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾等	● オンラインの活用の協力を依頼

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

---

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客等で開催することを要請**（法第24条第9項）

事務連絡  
令和3年4月23日

各局等企画担当部長 殿

政策企画局政策調整部長  
総務局総合防災部長

### 緊急事態宣言等に伴う都立施設等の取扱いについて（通知）

都立施設等の取扱いについては、令和3年4月12日付事務連絡「まん延防止等重点措置適用に伴う都立施設等の取扱いについて（通知）」によりお知らせをしたところです。

この度、国から発出された緊急事態宣言等を踏まえ、都として、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和3年4月23日付）」（以下「緊急事態措置等」という。）を定めました。

ついては、緊急事態措置等に基づき、下記のとおり、速やかに対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 都立施設等の取扱い

貴局が所管する都立施設のうち、美術館、博物館等については、休館とすること。劇場、ホール、運動施設等については、無観客によるイベント開催の場合を除き、原則休館とする。既に予約が入っている場合も、同様の取扱いとする。

#### 2 都主催イベントの取扱い

都立施設以外で開催予定のイベントについては、真に止むを得ない場合を除き、延期、中止、無観客又はオンライン開催とすること。

#### 3 参考

イベントを中止した主催者への対応については、必要に応じ、国の制度を紹介されたい。  
(参考 経済産業省 J-LODlive2 補助金 <https://j-lodlive2.jp/>)

#### 4 その他

東京ビッグサイト、東京国際フォーラム、東京スタジアムの3施設についても、本通知の趣旨を踏まえて、対応されるようお願いする。

#### 【問合せ先】

(都立施設の取扱いに関する事)

政策企画局政策調整部政策調整課 東・荻原 (内) 21-336

(緊急事態措置等に関する事)

総務局総合防災部防災管理課 下山・飛田 (内) 25-981

3 総防管第 4 2 0 号  
令和 3 年 4 月 2 3 日

各区市町村長 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

緊急事態宣言等に伴う公立施設等の取扱いについて (依頼)

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、政府から発出された緊急事態宣言等を踏まえ、都として、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を定めました。これを踏まえ、都では4月25日から、都立施設の使用制限や都主催イベント等の開催制限について、別紙のとおり対応することといたしました。

各区市町村におかれましても、公立施設や主催イベント等について、別紙を御参考に対応を行っていただきますようお願いいたします。

また、公立施設等における屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯等に御協力をいただくようお願いいたします。

変異株の脅威など、現在の厳しい状況を打開するためには、人流の抑制を徹底する必要があります。是非とも、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いいたします。

(担当)

東京都総務局総合防災部防災管理課

危機管理調整担当

電話 03-5320-7891 (直通) 都庁内線 25-182